オーストリア

産業財産規則

1970 年特許法,特許条約導入法,1996 年保護証明書法,実用新案法,半導体保護法,1970 年商標登録法及び1990 年意匠・著作権法の施行に関する連邦経済大臣発令の規則(特許,実 用新案,商標及び意匠に関する規則 PGMMV),BGBI.(連邦法律公報)II No.226/94,BGBI.II No.238/1997,BGBI.II No.477/2001 及びBGBI.II No.459/2002

2002年公布(BGBI.II No.459/2002)

目次

- 1 総則
- 第1条 住所
- 第2条 優先権書類
- 第3条
- 第4条 特許庁への納付
- 第5条 特許庁の書類の認証
- 第6条 官服
- 第7条
- II 特許及び実用新案の案件に関する規定
- 第8条 願書における表示
- 第9条 明細書
- 第10条 特許クレーム(クレーム)
- 第11条 発明の単一性
- 第 12 条 要約
- 第13条 明細書,特許クレーム(クレーム)及び要約の様式に関する共通の要件
- 第 14 条 図面
- 第15条 翻訳文
- 第 16 条 優先権書類
- 第 17 条 特許出願に関する公示
- III 商標及び意匠の案件に関する規定
- 第 18 条 優先権書類
- 第19条
- IV 手数料
- 第20条
- 第21条
- V 最終規定
- 第 22 条
- 第23条

I 総則

第1条 住所

特許庁に対する手続の当事者は,本人及び代理人を定めているときは代理人の完全な住所を届け出なければならない。郵便私書箱を通知することは,他の住所がない場合に限り認めるものとする。

第2条 優先権書類

1970 年特許法第 95 条,実用新案法第 17 条(3),1970 年商標保護法第 24 条,1990 年意匠著作権法第 20 条の規定による適時の優先権主張の証拠とする優先権書類は,別途指定される適正な期限内に提出しなければならない。指定期限は,オーストリアにおける出願から少なくとも3月とする。考慮に値する理由があるときは,当該期間は延長されるものとする。

第3条

- (1) 優先権書類としては、優先権主張の基礎とする出願の謄本、並びに当該出願をした国の権限を有する当局が作成し、当該出願の出願の時及び謄本と前記出願とが同一であることに関する確認書を提出しなければならない。
- (2) (1)及び(3)の規定に従って提出する書類については,認証を必要としない。
- (3) オーストリアにおける出願が、優先権主張の基礎とする出願と同一の出願人によってなされない場合は、その権利についての法的承継を証明しなければならない。
- (4) 書類がドイツ語,英語又はフランス語で作成されていないときは,これらの言語の1での認証翻訳文も追加しなければならない。ただし,特許庁は,実際上,相当の理由がある場合は,ドイツ語による認証翻訳文を要求することができる。

第4条 特許庁への納付

- (1) 特許庁の業務範囲内において納付される手数料は,オーストリア特許庁の郵便振替貯金口座に払い込むか又は振替しなければならない。手数料の納付は,その金額について所定の期間内に次に掲げる措置の何れかがとられたときは,期限内の納付となる。
- 1. オーストリア国内の郵便局又はオーストリア郵便貯金局に振り込むこと,又は
- 2. 銀行間通貨振替により、手数料を差し引くことなく、特許庁の郵便振替貯金口座に振り込むこと
- (2) 手数料の払込又は振替に関しては,納付の目的,並びに保護権の種類及び参照番号又は 登録番号を通知しなければならない。上記の通知以外の納付証明は不要である。国内出願に 関しては,出願の受領後直ちに出願人に参照番号を通知する。
- (3) 個々の手数料は,個別に払い込み又は振り替えるものとする。ただし,複数の特許に係わる年金,複数の実用新案に係わる年金若しくは一括納付手数料,複数の商標若しくは意匠に係わる更新手数料,又は同一の保護権に係わる手続の手数料の場合は,この限りでない。ただし書に該当する場合は,1 件の納付に集約された手数料は,個々の手数料の種類,金額及び目的による区分を示していなければならない。
- (4) 納付が(2)(訳注:英文は第2条となっている。)の規定通りに行われなかったときは,特許に,合理的な期間を与えてその納付に関する補充又は証拠を求めるものとする。この規定は,年金及び更新手数料については適用しない。

(5) 特許庁は、保護権の所有者からの請求があったときは、当該所有者に対し、年金、一括納付手数料及び更新手数料が期限内に納付されたことを確認するものとする。納付する者は、特許庁が前記の目的で発行している様式又はそれと一致している様式に記入し、提出しなければならない。

第5条 特許庁の書類の認証

- (1) 1970 年特許法第 64 条(3)に定められている,特許庁が作成した謄本を特許庁の管理部に認証させる機会は,所轄の機関が内部で処理したことを記載している特許庁の書類を基にした謄本のみを対象とする。
- (2) 謄本の認証は,特許庁長官から書面をもって権限を付与されている職員のみが行うことができる。
- (3) 上記の授権は特定の事案に限定することができ、また、何時でもそれを取り消すことができる。ただし、この場合でも、本条とは別の規定を理由として認証された謄本の法的有効性は、その影響を受けない。
- (4) 認証の方式は,処理したことについての署名者の名称を謄本の末尾に記載し,「認証謄本」の文言を付記し,その謄本に前記の職員が署名する形とする。

第6条 官服

- (1) 特許庁の無効部及び審判部の構成員の官服は,ローブ(長くてゆるやかな外衣)及びビレッタ(平たい帽子)をもって構成する。当該官服は,裁判官の官服としての性質,着用方法及び着用期間が連邦司法大臣規則,BGBI.No.133/1962,の改正規則,BGBI.No.239/1979,第 1条において定められている裁判官用の官服と等しいものとする。ただし,すみれ色の代わりにテゲットホフ・ブルーを使用する。
- (2) 官服は,次に掲げる通りにローブの頸章状の縁飾り及びビレッタにおいて差違がある体裁で着用するものとする。
- 1. 特許庁長官用: 頸章状の縁飾りは,黒色ベルベット生地によるものであり,幅 6cm のオコジョの毛皮で縁飾りし,下方の縁にテゲットホフ・ブルーのベルベットの細い帯状布を付けたもの。ビレッタは,黒色ベルベット地によるものであり,その上方の縁にテゲットホフ・ブルーのベルベットの細い帯状布を付けたもの
- 2. 職務等級8級の特許庁職員用:頸章状の縁飾りは 黒色ベルベット生地によるものであり,下方の縁にテゲットホフ・ブルーのベルベットの細い帯状布を付けたもの。ビレッタは,黒色ベルベット地によるものであり,その上方の縁にテゲットホフ・ブルーのベルベットの細い帯状布を付けたもの
- 3. 無効部及び審判部の他の全ての構成員用: 頸章状の縁飾りは,ローブ生地によるものであり,下方の縁に黒色ベルベット幅 6cm の帯状布を付け,その両側にはテゲットホフ・ブルーの帯状布を付けたもの。ビレッタは,ローブ生地によるものであり,その縁の下方のものに黒色ベルベット幅 3cm の帯状布を付け,その上端にテゲットホフ・ブルーの細い帯状布を付けたもの

第7条

司法的合議体の構成員は、全ての口頭審理において官服を着用しなければならない。決定を

申し渡すとき及び宣誓をさせるときは、ビレッタを着用しなければならない。

II 特許及び実用新案の案件に関する規定

第8条 願書における表示

- (1) 特許の付与を求め又は実用新案としての保護を求める発明・考案の名称には,商標又は 空想的呼称を含めてはならない。当該名称は,特許クレーム(クレーム)によって保護を求め る対象を表示していなければならない。
- (2) 発明についての説明は、願書にではなく、明細書に記載しなければならない。
- (3) 追加特許を出願するときは親特許の番号,及び親特許が付与されていない場合は,親出願の参照番号を記載しなければならない。
- (4) 分離出願をするときは、原出願の参照番号を記載しなければならない。
- (5) 特許出願手数料に関し,納付期限の延長若しくは納付免除を要望しているとき,又はそれが既に認められているときは,出願人は願書にその旨を記載しなければならない。
- (6) 出願書類及びその付属書類の構成部分は,願書に個別に記載しなければならない。
- (7) 願書において発明者の名称表示が請求されており,かつ,出願人が発明者でないときは, 発明者は願書自体又は別途の付属書において,その承認を陳述することができる。

第9条 明細書

- (1) 明細書の表紙としては,特許庁がそのために発行する様式又はそれに合致した様式を使用しなければならない。
- (2) 明細書には,次に掲げる事項を含めなければならない。
- 1. 発明が関連している技術分野
- 2. 発明を理解するために有用であると思われる範囲での従来の技術水準
- 3. 特徴を特許クレーム(クレーム)に記載している発明
- 4. 図面がある場合は,図面に含まれている図の一覧
- 5. 発明の対象についての詳細な説明。なお、図面があるときは、図面上の参照記号を使用して図面に言及していなければならない。
- (3) 発明の性質に係わる特徴を示さない不必要で冗漫な説明は避けなければならない。

第 10 条 特許クレーム(クレーム)

- (1) 保護請求の対象は,発明の技術的特徴の形で特許クレーム(クレーム)に明示するものとし,その際,商標及び空想的呼称は使用してはならない。適切な場合は,特許クレームは次の事項を記載していなければならない。
- 1. クレームする発明の対象を明確にするために必要な技術的特徴であるが,相互に関連して 先行技術を構成しているもの(前提部分)
- 2. 「に特徴を有する」又は「によって特徴付けられる」の文言で導入し,前記1.に記載した特徴との関連において保護を求める技術的特徴を明示している特徴表示部分
- (2) 特許クレーム(クレーム)の数は,クレームする発明の性質を考慮したときに適切な範囲内になければならない。特許クレームには,アラビア数字による連続番号を付さなければならない。
- (3) 願書に図面を添付する場合において,参照記号を付記することが特許クレーム(クレーム)の理解を容易にするときは,図面において使用した参照記号と一致する参照記号を特許クレームに記載する技術的特徴に付記しなければならない。特許クレーム(クレーム)中の参照

記号は,括弧書きにしなければならない。

第11条 発明の単一性

- (1) 1 群の発明が 1 の出願においてクレームされている場合は,これらの発明の間に 1 又は 2 以上の同一又は対応する特別な技術的特徴を含む技術的関係があるときに限り,発明の単一性の要件は満たされる。「特別な技術的特徴」とは,クレームされている個々の発明の全体としての技術水準に対する貢献を明示する特徴をいう。
- (2) 1 群の発明が単一の一般的発明概念を実現するように関連しているか否かの判断は,これらの発明が別個の特許クレーム(クレーム)としてクレームされているか,又は単一の特許クレーム(クレーム)内に択一的な形式によって記載されているかを考慮することなく行う。
- (3) 1の出願に,同一種類(物,方法,装置又は用途)に属する2以上の独立特許クレーム(クレーム)を含めることができる。ただし,出願対象を考慮した場合,その対象を単一のクレームに記載することが適切である場合は,この限りでない。

第 12 条 要約

- (1) 開示の概要として提出する要約は、開示に係わる技術的課題及びその解決方法を明瞭に理解させるものでなければならない。該当する場合は、出願に含まれている化学式の中で発明の特徴を最も良く示している式を要約に記載しなければならない。
- (2) 要約は別紙として提出するものとし,要約である旨を表示しなければならない。要約の語数は150以下としなければならない。
- (3) 出願が図面を含んでいる場合は,要約において開示するためのものとして,発明の特徴を最も良く示している図を示めさなければならない。

第 13 条 明細書,特許クレーム(クレーム)及び要約の様式に関する共通の要件

- (1) 明細書,及び要約の本文には,空想的名称,並びに図示された化学式及び数式以外の図を記載してはならない。化学記号としては,通常の略号及び式を使用しなければならない。
- (2) 明細書,特許クレーム(クレーム)及び要約はタイプ印書するものとし,また,できる限り,抹消,変更及び重ね打ちがされてないものでなければならない。用紙の両面に文言を記載している場合は,印字が透けて見えるものであってはならない。
- (3) 明細書,特許クレーム(クレーム)及び要約用としては,長さ29.7cm,幅21cmの用紙を使用しなければならない。用紙には,連続番号を付さなければならない。幅,最低2cmの余白を残しておかなければならない。行間には,訂正の挿入をするための十分な空白を残しておかなければならない。

第 14 条 図面

- (1) 図面は,丈夫な,滑らかな,光沢のない白色の用紙に記載したものを2部提出しなければならない。図面として,複製を用いることができる。
- (2) 図面は,暗色の,可能ならば,黒色の耐久性のある線で作成し,色彩又は水性色彩は付さないものとする。また,明瞭な写真複製,又は印刷板による中間過程を経ない複製に適したものでなければならない。
- (3) 切断面は, ハッチングによって示さなければならない。

- (4) 図面は,長さ29.7cm,幅21cmの用紙の片面のみを使用して作成しなければならない。幅約2cmの余白を設けなければならない。
- (5) 複数の図を記載するときは,それらを相互に分離して配置し,かつ,連続番号を付さなければならない。明細書を理解するために必要なときは,図の種々の部分に連続した参照番号(数字又は文字)を付さなければならない。全ての図において,同一部分は同一の参照記号を有するものとし,明細書の参照記号と一致していなければならない。
- (6) 図面には,出願人の名称又は参照番号を記載しなければならない。図面は,折り目又は裂け目を付すことなく提出しなければならない。

第15条 翻訳文

出願書類の一部が英語又はフランス語で作成されている場合は,提出するドイツ語翻訳文には,第9条,第10条,第12条及び第13条の規定を適用する。

第 16 条 優先権書類

- (1) 優先権書類として,出願の謄本に代え,先の出願に基づいて発行された政府刊行物の写しを提出することも認められる。ただし,権限を有する当局が,その刊行物が優先権主張の基礎とする出願と完全に一致していることを証明することを条件とする。
- (2) 実用新案出願に係わる優先権を主張する場合は、優先権書類と共に、その出願に添付して提出していた考案の見本又は表示があるときは、それも提出しなければならない。見本又は表示が実用新案の出願に添付して提出した表示又は見本と一致していること、及び、該当するときは、明細書は提出されていないということが、権限を有する当局によって証明されなければならない。

第 17 条 特許出願に関する公示

- (1) 特許出願の公告及び閲覧のための公開は、公告をする旨の決定が確定した月の翌歴月の 15 日以降に行う。1970 年特許法第 101 条(4)の規定による、出願についての公告及び閲覧の ための公開の中止は、出願の公告及び閲覧のための公開が予定されている月の 7 日までに、特許庁が中止申請書を受領した場合に限り、認められる。
- (2) 1970 年特許法第 101 条(4)の規定によって出願の公告及び閲覧のための公開の中止が認められたときは、公告及び公開は、当該中止の末日に続く歴月の 15 日に行う。
- (3) 特許庁は,閲覧のために公開した特許出願に関する適切な受付記録を保存し,出願人名 称及び出願に割り振られた分類が通知されたとき,閲覧のために公開した全ての出願が容易かつ迅速に見出せるようにしておかなければならない。

III 商標及び意匠の案件に関する規定

第 18 条 優先権書類

意匠案件において優先権の証明が要求された場合は,優先権主張の基礎とする出願に添付して提出した意匠の見本又は表示,並びにその出願に添付して明細書を提出していたときは,その明細書を,優先権書類と共に提出しなければならない。ただし,明細書は,それが優先権書類に含まれているときは,この限りでない。見本又は表示,並びに該当するときは,明細書が,優先権主張の基礎とする出願に添付して提出された書類と一致している旨,権限を有する当局からの認証を得なければならない。

第19条

商標登録又は意匠登録に係わる公式記録も、優先権書類として提出することができる。

IV 手数料

第20条

- (1) 特許庁が交付する書類についての手数料は,次の通りとする。
- 1. 優先権書類。謄本1葉につき 1ユーロ
- 2. 特許庁が作成した,提出書類の謄本及びそれが原本と同一であることについての認証。謄本1葉につき 2ユーロ
- 3. 当事者が作成した謄本についての,原本と同一であることについての認証。謄本1葉につき 4ユーロ
- 4. 特許庁が作成し、認証した特許登録簿の抄本。特許1件につき 4ユーロ
- 5. 特許書類の謄本,1件につき 4ユーロ
- 6. 特許庁が作成し,認証した保護証明書登録簿の抄本。証明書1件につき 4ユーロ
- 7. 特許庁が作成し,認証した実用新案登録簿の抄本。実用新案1件につき 4ユーロ
- 8. 実用新案証の謄本,1件につき 4ユーロ
- 9. 特許庁が作成し,認証した半導体保護登録簿の抄本。半導体特許1件につき 4ユーロ
- 10. 特許庁が作成し,認証した商標登録簿の抄本。商標1件につき 4ユーロ
- 11. 商標の登録に関する認証。商標1件につき 4ユーロ
- 12. 特許庁が作成し,認証した意匠登録簿の抄本。意匠1件につき 4ユーロ
- 13. 意匠登録証の謄本, 1件につき 4ユーロ
- 14. 庁の証明書, 1件につき 3ユーロ
- (2) 優先権書類としては,特許庁が作成した書類のみを使用しなければならない。
- (3) 意匠登録証及び意匠登録簿の抄本には,意匠登録簿に記載されている表示の副本,及び 色彩付表示の場合は,色彩付副本を添付するものとする。
- (4) 印紙税及び法定諸費用についての規定は,本規則によって影響を受けない。

第 21 条

オーストリア商標公報における商標の公告及びオーストリア意匠公報における意匠の公告のための手数料は,各々254ユーロとする。

V 最終規定

第22条

本規則において使用している人に係わる用語は,女性及び男性に同等に適用するものとする。

第23条

- (1) 本規則は, 1994年4月1日から施行する。
- (2) 規則 ,BGBI .No .597/1992 ,によって最終改正された特許及び商標規則 ,BGBI .No .98/1985 ,は , 1994 年 3 月 31 日の終わりをもって失効する。
- (3) 見出し,小見出し並びに見出しの略語,公布規定,第3条(2),(3)及び(4),第13条(2),第14条(4),及び第20条(1)は,規則,BGBI.II No.238/1997,が告示された月の翌月の始めから施行する。同時に,その時まで効力を有していた条文での第3条(2)は廃止する。
- (4) 規則, BGBI.II No.477/2001, の中の条文での第20条(1)及び第21条は,2002年1月1日から施行する。
- (5) 規則, BGBI.II No.459/2002, の中の条文での第4条(2), (4)及び(5)は,2003年1月1日から施行する。同時に,その時まで効力を有していた条文での第4条(5)及び(6)は廃止する。